

3 会 則

第1章 総則

第1条 本会は、鹿児島県連合校長協会と称し、事務局を鹿児島県校長会館（鹿児島市下荒田四丁目32番13号）に置く。

第2条 本会は、県下校長職の職能の向上を期し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の四校長会との連絡協調を図るとともに、本県教育の振興に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 学校経営に関すること。
- (2) 教職員の地位及び待遇の向上に関すること。
- (3) 教育諸条件の整備改善に関すること。
- (4) 教育上必要な研究調査に関すること。
- (5) 教育振興の世論喚起に関すること。
- (6) 各種団体との連絡提携に関すること。

第2章 組織

第4条 本会は、県内小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校長をもって組織する。

第5条 本会に、次の学校種別部会を置く。

- ア 小学校長部会 イ 中学校長部会 ウ 高等学校長部会
- エ 特別支援学校長部会

第6条 本会に、次の役員を置き、任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

- ア 会長 1名 イ 副会長 3名 ウ 部会長 4名
- エ 副部会長 8名 オ 監事 3名 カ 庶務 若干名

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務をつかさどる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある場合は、これを代理する。
- (3) 部会長は、各部会を代表し、部会の会務をつかさどる。
- (4) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故ある場合は、これを代理する。
- (5) 監事は、会計を監査する。
- (6) 庶務は、本会の庶務及び会計をつかさどる。

第8条 役員選出の方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事及び庶務は、総会において、会員の中から選出する。
- (2) 部会長、副部会長は、各部会において、部会員の中から選出する。

第9条 本会に、顧問をおくことができる。顧問は、本会の目的達成のために、必要な助言を行う。顧問は、会長が委嘱する。

第3章 機関

第10条 本会は、下記の会議をもつ。

- (1) 総 会 総会は、本会の議決機関として、別表第1に定める数の委員をもって構成し、本会の重要事項を審議決定する。
総会は、年1回4月に開催し、必要に応じて臨時に開催することができる。
- (2) 常任委員会 常任委員会は、総会に次ぐ議決機関として、委員の中から、別表第2のよう
に選出された常任委員をもって構成し、本会の運営執行に関する事項を審議する。
- (3) 部 会 学校種別各部会は、学校種別に常任委員をもって構成し、各部会に関する事
項について審議する。
- (4) 専 門 部 本会に、次の専門部を置く。その運営については別に定める。
ア 総務部 イ 研究部 ウ 人事給与部 エ 広報部
- (5) 役 員 会 役員会は、会長、副会長、部会長、副部会長及び庶務をもって構成し、会務
の執行に当たる。必要に応じて専門部長を加えることができる。
- (6) 特別委員会 会長は、必要に応じ特別委員会を設けることができる。

第11条 本会に事務局を置く。

- (1) 事務局に事務局長1名、事務局員若干名を置き、会長が任命する。
- (2) 事務局長および事務局員は本会の事務に当たる。

第4章 会計

第12条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

- 1 学校種別部会の部会長は、必要に応じて、それぞれ鹿児島県小学校長会長・鹿児島県中学
校長会長・鹿児島県高等学校長会長・鹿児島県特殊教育諸学校長会長と称することができる。
- 2 この会則は、昭和62年5月8日より改正施行する。

附 則

- 1 学校種別部会の部会長は、必要に応じて、それぞれ鹿児島県小学校長会長、鹿児島県中学
校長会長、鹿児島県高等学校長会長、鹿児島県盲・聾・養護学校長会長と称することができる。
- 2 この会則は、平成18年5月2日から施行する。

附 則

- 1 学校種別部会の部会長は、必要に応じて、それぞれ鹿児島県小学校長会長、鹿児島県中学
校長会長、鹿児島県高等学校長会長、鹿児島県特別支援学校長会長と称することができる。
- 2 この会則は、平成19年5月2日から施行する。

附 則

- 1 特別支援学校長部会副部会長を2名とするため、第6条エ副部会長8名とする。
- 2 この会則は、令和3年4月27日から施行する。

別表第1

| | |
|--------|--|
| 高等學校 | 各ブロック1名、私立高等学校1名 |
| 特別支援学校 | 1名 |
| 小・中学校 | 各市町村1名。ただし、鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、日置市、出水市、霧島市、姶良市、奄美市、指宿市、伊佐市は小・中各1名 |

別表第2

| | | | |
|--------|---------|----------|---------|
| 高等學校 | 各ブロック1名 | 私立高等学校1名 | |
| 特別支援学校 | 1名 | | |
| 小・中学校 | 各ブロック | | |
| 地 区 | 常 任 委 員 | 地 区 | 常 任 委 員 |
| 鹿児島市区 | 2 | 姶良・伊佐地区 | 6 |
| 鹿児島郡区 | 1 | 大隅地区 | 8 |
| 南薩地区 | 4 | 熊毛地区 | 3 |
| 日置地区 | 3 | 大島地区 | 5 |
| 北薩地区 | 7 | | |

◆ 専門部運営内規

1 機構

| 部 | 所 管 事 項 |
|-----|--|
| 総務部 | <ul style="list-style-type: none">○協会運営の企画・推進に関すること。○専門部活動の総括および連絡調整に関すること。○教育行財政に関すること。○渉外に関すること。(全連小・全日中・全高協・全特長・県・市・その他各種団体等)○各学校の緊急問題の対策に関すること。○福利厚生に関すること。○教育諸条件の整備改善に関すること。○恩給年金スライド制の法制化に関すること。○関係事項の調査 |
| 研究部 | <ul style="list-style-type: none">○学校経営に関すること。○教育課程に関すること。○研究大会等に関すること。(県・九州・全国)○講演会に関すること。○専門職制に関すること。○関係事項の調査に関すること。○その他必要な事項 |

| 部 | 所 管 事 項 |
|-------|--|
| 人事給与部 | <ul style="list-style-type: none"> ○人事に関すること。 ○身分・給与の改善に関すること。 ○関係事項の調査に関すること。 ○その他必要な事項 |
| 広 報 部 | <ul style="list-style-type: none"> ○情報の提供と収集に関すること。 ○機関紙の発行に関すること。 ○教育世論の喚起に関すること。 ○その他必要な事項 |

2 組織・会合等

- 1 各部会は、全体会を年3回、常任部員の会を月1回の程度で開くものとする。
- 2 部長、副部長および常任部員は、会長が委嘱する。
- 3 部長、副部長および常任部員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 部長は、部の運営計画・部会の企画および議事録作成等いっさいの業務を管掌する。
- 5 部員は、部内における事務を分掌する。

3 顧問の運営に関する内規

- (1) 顧問は、退職した本会の正副部会長とし任期は3年以内とする。但し、教育委員会職員に就任したものを除く。
- (2) 顧問は、会長の要請に応じ、総会・常任委員会・部会・専門部会・役員会に出席することができる。

◆ 特 別 委 員 会

1 基本的な考え方

県連合校長協会として、

- (1) 緊急かつ重要な課題に対して研究を深め、共通した一定の見解を持つ。
- (2) 関係機関に対して校長協会の意志を反映させていく。
- (3) 県下の校長に対し必要な情報の提供を行うと共に、相互に協力態勢の強化を図る。
- (4) できるだけ短期間（3, 4か月程度）に集中審議を行い、その時点で結果をまとめ、会長に答申する。